

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 3 9 条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することがある。</p> <p>(1) 第 3 7 条第 2 項各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程（<u>アジア・アフリカ地域研究研究科に限る。</u>）における博士後期課程の第 1 年次に相当する年次に入学を志望するとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 3 9 条 (同 左)</p> <p>(1) 第 3 7 条第 2 項各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程（<u>薬学研究科創発医薬科学専攻を除く。</u>）における博士後期課程の第 1 年次に相当する年次に入学を志望するとき。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>附 則（令和 6 年達示第 5 3 号） この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>